

都城工業高等専門学校受託研究取扱規則

(趣旨)

第1条 都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申込み)

第2条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式第1号）を校長に提出するものとする。

2 委託者は、前項の受託研究申込書の提出に当たり、あらかじめ受託研究を行う本校の研究担当者（以下「研究担当者」という。）と協議するものとする。

3 研究担当者は、委託者が受託研究申込書を提出する際に受託研究計画書（様式第2号）を校長に提出するものとする。

(経費負担)

第3条 委託者は、受託研究に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）、直接経費以外に当該受託研究に必要となる経費（以下「間接経費」という。）並びに受託料を負担するものとする。

(受入決定)

第4条 校長は、受託研究申込書及び受託研究計画書を受理したときは、運営企画委員会の議を経て、受入可否の決定を行うものとする。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（様式第3号）により、委託者及び契約担当役（事務部長。以下同じ。）に通知するものとする。

(契約締結)

第5条 契約担当役は、前条第2項の通知を受けたときは、直ちに委託者と受託研究契約書（独立行政法人国立高等専門学校機構の「高専知財ハンドブック」記載）により契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、受託研究契約を締結したときは、直ちに校長及び研究担当者に通知するものとする。

(中止又は期間延長)

第6条 研究担当者は、受託研究の中止又は期間延長の必要が生じたときは、直ちに校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申出により、受託研究の中止又は期間延長がやむを得ないと認めるときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、直ちに委託者と協議の上、契約の解除又は変更を行うものとする。

(研究完了)

第7条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（様式第4号）

により校長に報告しなければならない。

- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。
- 3 委託者への受託研究結果の報告については、研究担当者が行うものとする。
- 4 研究担当者は、受託研究の成果を公表するときは、校長及び委託者の同意を得るものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。